

●香川県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年9月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成28年6月1日	丸亀メンタルクリニック ソフィア	丸亀市本町105番地1 丸亀フロントビル4階
平成27年10月1日	医療法人社団英路 小林耳鼻科 鼻科醫院	東かがわ市三本松1887番地1
平成28年7月1日	中原医院	木田郡三木町下高岡641番地1
平成28年4月2日	横山歯科医院	坂出市八幡町3丁目6番29号
平成28年4月5日	ファミリーマート+ひだまり調剤薬局 白鳥田高田店	東かがわ市白鳥田高田94番地1